

【施設基準の届出状況】

当クリニック（以下、当院）は、厚生労働大臣の定める施設基準に基づき診療を行う保険医療機関になります。下記の施設基準に適合していることを、関東信越厚生局へ届出を行っております。

- 特掲診療料** ・精神科デイ・ナイト・ケア
・精神科デイ・ケア「大規模なもの」
・精神科デイ・ケア「小規模なもの」

【施設基準の規定による掲載事項】**・医療情報取得加算に関する事項**

当院では、オンライン資格確認を行う体制を整え、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者様の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めております。国が定めた診療報酬算定要件に従い、初診時に1点（月に1回）、再診時に1点（3ヶ月に1回）診療報酬点数を算定いたします。正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご理解とご協力をお願いいたします。

・明細書発行体制加算に関する事項

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。

尚、明細書には、使用された薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されますので、その点をご理解いただき、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。

・一般名処方加算に関する事項

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組み等を実施しております。後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

※一般名処方とは：お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

・後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養費について

令和6年度の診療報酬改定に基づき、令和6年10月より、患者様が先発医薬品（長期収載品）を希望された場合、「医療上の必要がある場合」「後発品が入手困難な場合」を除いて、選定療養費（保険適用外の費用）として両者の差額の4分の1（保険給付ではないため消費税上乗せ）を患者様ご自身にご負担いただくことになります。

（現在、当院ではほとんどを院外処方としております。その場合、薬局窓口でのご負担になります。）

【その他】**・個人情報の保護について**

当院では、患者様の個人情報は当法人の個人情報保護規程に基づき適切に管理しております。